

川越市新宿町一丁目広場条例施行規則（案）に対するご意見と本市の考え方について

川越市新宿町一丁目広場条例施行規則（案）につきまして、令和7年10月29日から令和7年11月4日までの間ご意見を募集したところ、1名の方からご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。提出されたご意見及びそれに対する本市の考え方をとりまとめましたので、お知らせします。

ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方	（案）の修正有無
ボール遊びは出来るのか 夏場はどうするのか 指定管理者はどの事業者になるのか	ボール遊びにつきましては、やわらかいボールを使用した遊びなど、他の利用者や近隣の方に危険や迷惑が及ばず、また管理上の支障とならない場所での遊びであれば可能です。 夏場の暑さ対策としましては、パーゴラや樹木による日陰の確保や水飲みの設置を予定しております。 指定管理者の事業者につきましては、公募を実施し、適切な管理を行うことができるとともに、広場の利用促進や賑わい創出などの業務について、自らが有するスキルやノウハウを最大限発揮することにより、広場の設置目的を効果的・効率的に達成できるよう広場の運営をマネジメントできる事業者を選定したいと考えております。	無